

会長のページ

医療にかかる消費税問題について

かわ の まさ ゆき
河 野 雅 行

国を維持するには税金が不可欠である。しかし、国民の義務ではあっても多く徴収されるのを好む人は少ない。要はその公平性と使い道である。医療関連の税としては消費税、継承に伴う相続税、事業税等多々ある。消費税については社会保障目的となっており、医療側から見れば歓迎すべきかも知れない。安倍首相が増税を延期するとして、26年11月に突然衆議院を解散した。12月に行われた総選挙で与党が大勝し、29年から増税は実施されるものと思われた。しかし、昨今の経済情勢から再度延期になる可能性も囁かれている。

長期間の景気低迷で国の税収が減少している。一方1,000兆円を超す借金が増え続けている。税収増加を目論む財務当局は様々な理由の元に課税を仄めかす。しかも、取り易いところから徴税しようとする。この原則は古来より歴史が物語っている。医療関係は収入が明確で徴税しやすい。しかし、医療は単なる営利企業ではない。国や県の行うべき公的事業を肩代わりして数多く手掛けている。国民の健康を守る行為そのものが公的行為に他ならない。しかし、医療・医療機関は他の業種と同じ様に見做されている。「医療は営利を目的としてはならない」と明確に謳ってあるのにもかかわらず、である。一部の為政者や財界人は、医療を巨大産業と捉えて景気回復の起爆剤と考えている向きもある。徴税の公平性から見れば、今の医療機関に対する消費税徴収は不公平である。最終受益者(患者)が負担すべき税部分を医療機関が肩代わりしている。国は診療報酬に含まれていると回答しているが、度重なる診療報酬改定や税率改定の結果、診療報酬のどの部分が消費税相当なのか明確でなくなっている。様々な統計処理にて日医がはじき出した数字は、現時点で0.62%の補填不足があるとしている。これは2,560億円に相当する。各医療機関が数十万円から数千万円、規模によっては更に大きないわゆる損税となり経営を圧迫している。今後、10%になれば、その負担に耐えられなくなるのは目に見えている。

日医、県医では抜本的見直しを各方面に要望している。課税・軽減税率や非課税等の様々な案が考えられている。しかし、歯科医師会や薬剤師会、病院団体等の各医療団体によっては考え方に温度差がある。消費税の動向は4段階税制、事業税等にもリンクして来る。日医はそれぞれが別物であるから個々に要望すると述べているが、取引材料とされる懸念もある。いずれにしても医療界が一致した方針を出さないと財務当局が相手にしてくれない。

国の借金を返済するには、増税しなければ財政が破綻する事は理解できる。しかし、今の消費税課税では医療機関が立ち行かなくなり、地域医療が崩壊して、様々な意味で国民の健康が損なわれ、産業が低迷し税収減少、ひいては国力が低下するであろう。抜本的な対策をしかも喫緊に要する。少なくとも、公平な税制に戻して欲しいものである。(平成28年 5 月)